平成 30 年度版
安曇野市環境活動レポート

（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）

名水百選「安曇野わさび田湧水群」

令和元年 7 月

目次

1　組織の概要.....1

2　対象範囲.....6

3　環境方針.....7

4　環境目標と実績.....8

5　環境活動計画と取組結果.....14

6　次年度の目標.....26

7　環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無.....28

8　代表者による全体評価と見直しの結果.....35

１　組織の概要

■市の概要

安曇野市は、長野県のほぼ中央部に位置しており、西部には、燕岳、大天井岳、常念岳などの海抜 3,000 m級の雄大な北アルプス連峰がそびえ立ち、この山々を源とする梓川、烏川、中房川、高瀬川などが大地を下り、犀川となり日本海へ注いでいます。

また、北アルプスの雪解け水は、豊富な湧水となってこの地を潤しています。

面積は、331.78km^2 で「安曇野」と呼ばれる海抜 500 ～ 700 mのおおむね平坦な複合扇状地は、美しい自然や豊かな歴史、文化をたたえています。

年間平均気温は 11.5℃で、夏は冷涼で過ごしやすく、冬は厳寒でも積雪は少なく、年間降水量は、全国平均を大きく下回ります。

■事業者及び代表者

・事業者名：長野県安曇野市役所
・代表者氏名：安曇野市長　宮澤　宗弘
・所在地：長野県安曇野市豊科 6000 番地

■環境管理担当課（事務局）

・市民生活部　環境課　環境政策係
電話（代表）　0263-71-2000（内線 2222・2223）
（直通）　0263-71-2492
ファックス　0263-72-3176
電子メール　kankyou@city.azumino.nagano.jp

■事業規模

（１）一般会計の状況

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額[千円]	41,740,000	42,700,000	41,370,000	40,270,000
決算額[千円]	41,286,375	40,927,375	40,427,794	未決

（２）職員数の状況

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
職員数[人]	734	733	734	729
再任用・非常勤職員数[人]	726	758	743	748
全職員数[人]	1,460	1,491	1,477	1,477

■安曇野市組織図（平成 30 年４月１日時点）

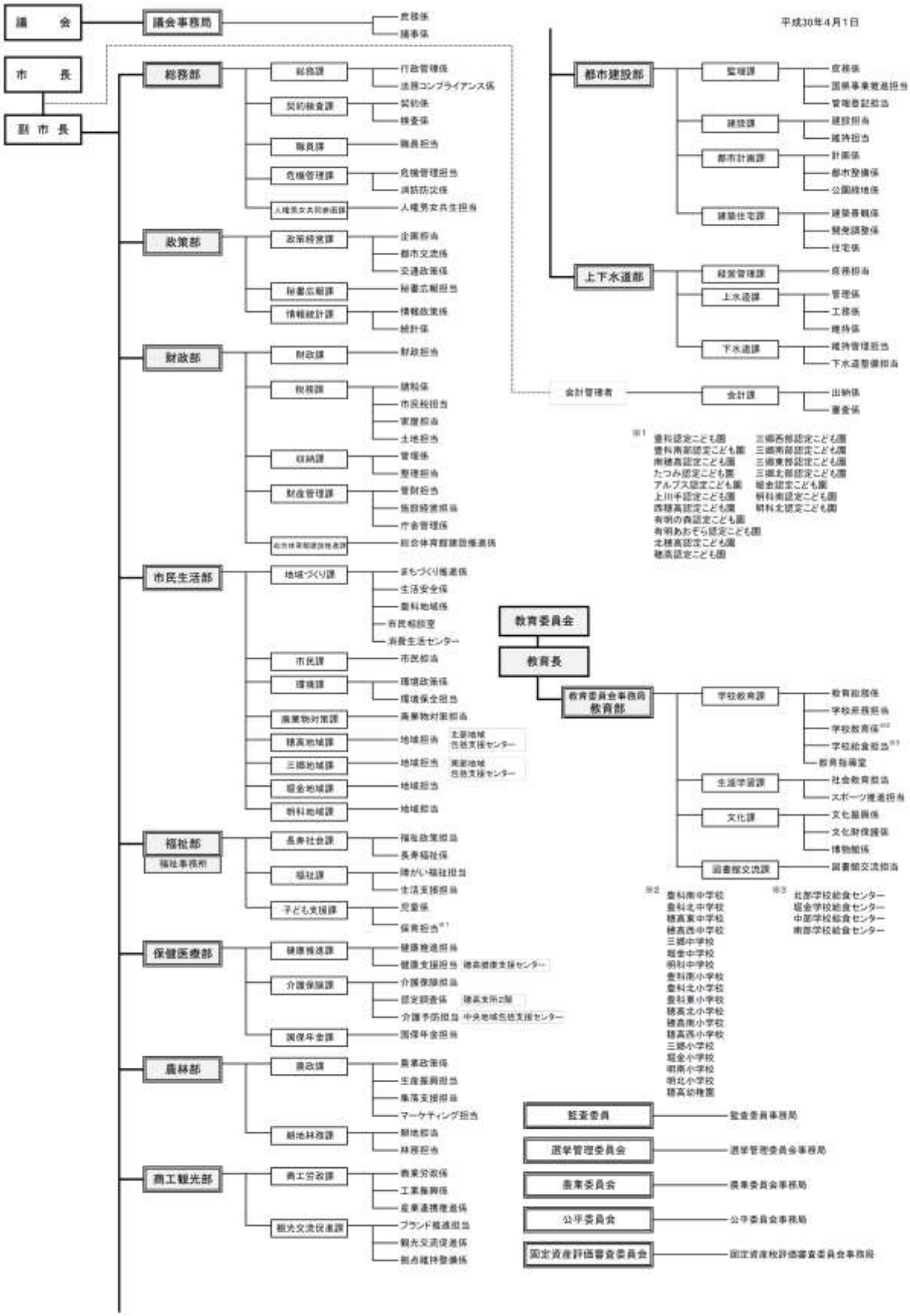

■各課・局における主な事業活動

課・局名	主な事業活動
議会事務局	本会議に関すること。
総務課	条例、規則等の制定、改廃及び審査に関すること。
契約検査課	契約事務の総括に関すること。
職員課	職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務に関すること。
危機管理課	危機管理に係る総括、企画及び調整に関すること。
人権男女共同参画課	人権施策に関すること。 男女共同参画施策の推進に関すること。
政策経営課	特命事項に関すること。 総合計画の策定及び進行管理に関すること。
秘書広報課	秘書に関すること。 広報活動の企画及び調整に関すること。
情報統計課	情報施策及び電算業務の企画立案、調整及び推進に関すること。
財政課	財政計画の策定及び調整に関すること。
税務課	税務事務の総合的企画及び税制に関すること。
収納課	収納管理に関すること。

課・局名	主な事業活動
財産管理課 （総合体育館建設推進課）	普通財産の管理、取得、貸付、処分、境界立会い及び登記に関すること。 庁舎管理に関すること。
地域づくり課	協働のまちづくり及びコミュニティ活動の総合調整及び支援に関すること。
市民課	戸籍に関すること。 住民基本台帳に関すること。
環境課	環境施策の企画及び推進に関すること。
廃棄物対策課	一般廃棄物に関する清掃計画及び資源化計画に関すること。
穂高地域課	地域市民の相談及び要望の処理並びに連絡調整に関すること。
三郷地域課	
堀金地域課	
明科地域課	
長寿社会課	地域福祉の企画及び推進に関すること。
福祉課	心身障がい者の福祉対策の企画及び推進に関すること。
子ども支援課	子ども・子育て支援に関すること。

■各課・局における主な事業活動

課・局名	主な事業活動
健康推進課	健康推進の企画及び調整に関すること。
介護保険課	介護保険事業の企画及び運営に関すること。 介護保険料の賦課、収納管理に関すること。
国保年金課	国民健康保険の資格に関すること。 後期高齢者医療広域連合との調整等に関すること。
農政課	農業振興に係る企画、調査及び総合調整に関すること。
耕地林務課	土地改良事業の計画、調整及び推進に関すること。 林業振興の企画及び調整に関すること。
商工労政課	商工業振興の企画及び総合調整に関すること。
観光交流促進課	観光交流人口拡大の取組に関すること。 観光拠点及び施設の整備に関すること。
監理課	国、県事業の調整に関すること。 道路及び河川の境界確認、登記上の管理に関すること。
建設課	道路、河川等の整備推進及び事業の実施に関すること。 道路の除雪及び融雪に関すること。
都市計画課	都市計画の調査、企画及び策定に関すること。
建築住宅課	建築確認に関すること。 景観づくりに関すること。

課・局名	主な事業活動
経営管理課	予算及び決算に関すること。
上水道課	水道事業総合計画に関すること。
下水道課	下水道事業の計画策定に関すること。 排水設備の普及促進に関すること。
会計課	決算の調製に関すること。 現金及び有価証券の出納管理及び記録に関すること。
学校教育課	教育委員会の会議に関すること。 就学、入学、転退学に関すること。
生涯学習課	社会教育事業に関すること。 スポーツ振興に関すること。
文化課	文化振興計画の策定及び進捗管理に関すること。
図書館交流課	図書館基本計画策定及び進捗管理に関すること。
選挙管理委員会事務局	委員会の会議に関すること。 選挙の執行に関すること。
監査委員事務局	決算審査及び基金審査に関すること。
農業委員会事務局	農業委員会の会議運営に関すること。

※詳細につきましては、安曇野市 HP(https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/)をご覧ください。

■「エコアクション 21」庁内推進体制

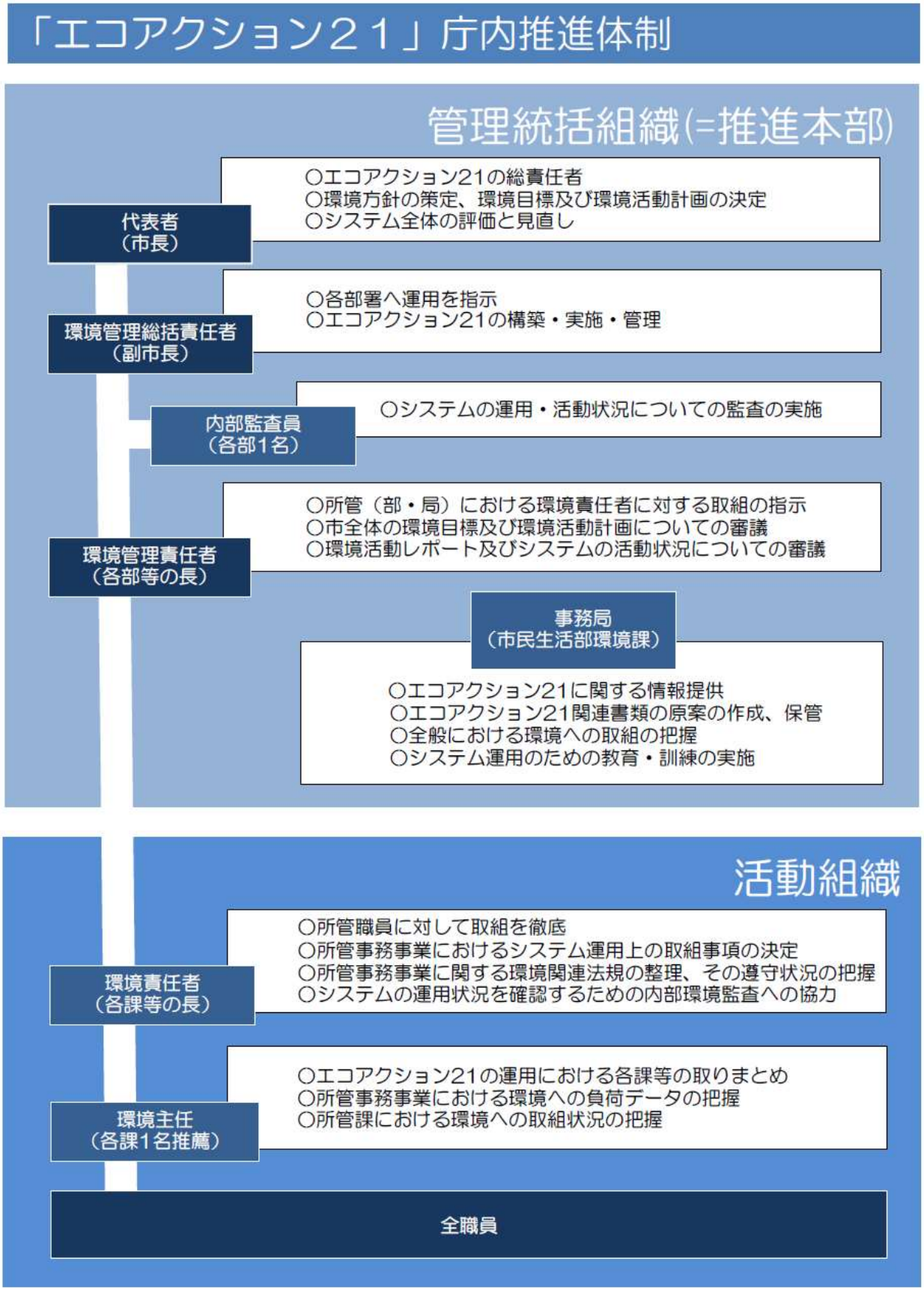

2　対象範囲

平成 30 年度エコアクション 21 における環境活動に取り組んだ施設は以下のとおりです。

<table>
<tr><th>取組開始年度</th><th colspan="2">対象施設</th><th>対象施設数</th></tr>
<tr><td>平成 27 年度</td><td>庁舎等</td><td>安曇野市役所　本庁舎</td><td rowspan="19">56</td></tr>
<tr><td rowspan="5">平成 28 年度</td><td rowspan="3">庁舎等</td><td>安曇野市役所　三郷支所</td></tr>
<tr><td>安曇野市役所　堀金支所</td></tr>
<tr><td>安曇野市役所　明科支所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">子育て施設</td><td>保育園（全 18 園）※H29 から認定こども園に移行</td></tr>
<tr><td>幼稚園（全１園）</td></tr>
<tr><td rowspan="13">平成 29 年度</td><td>庁舎等</td><td>安曇野市役所　穂高支所</td></tr>
<tr><td>健康づくり施設</td><td>穂高健康支援センター</td></tr>
<tr><td rowspan="9">生涯学習施設</td><td>穂高公民館・穂高総合体育館</td></tr>
<tr><td>堀金総合体育館</td></tr>
<tr><td>豊科公民館</td></tr>
<tr><td>豊科郷土博物館</td></tr>
<tr><td>豊科交流学習センター「きぼう」</td></tr>
<tr><td>穂高交流学習センター「みらい」</td></tr>
<tr><td>三郷交流学習センター「ゆりのき」</td></tr>
<tr><td>堀金図書館</td></tr>
<tr><td>明科子どもと大人の交流学習施設「ひまわり」（図書館）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">学校教育施設</td><td>小学校（全 10 校）</td></tr>
<tr><td>中学校（全７校）</td></tr>
<tr><td>給食センター（全４ヵ所）</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>生涯学習施設</td><td>豊科勤労者総合スポーツ施設</td></tr>
</table>

令和元年度以降、新たに環境活動に取り組む対象施設については、以下のとおり予定しています。

取組開始年度	拡大対象施設		対象施設数
令和元年度	生涯学習施設	三郷文化公園体育館	2
		文書館	

なお、指定管理者制度による管理施設においては、管理者の環境方針、管理状況及び契約期間を考慮しつつ、エコアクション 21 の適用について決定します。

3　環境方針

安曇野市環境方針

1　基本理念

安曇野市は、「安曇野市環境宣言」に基づき、人と自然が調和した生活環境をつくり、将来を担う子どもたちに引き継いでいくため、「地域」、「世代間」、「市民・事業者・行政」との連携によって、より良い安曇野の環境づくりに取り組みます。

2　基本方針

・ 豊かな自然と農業を育み、人と自然が共存・共生する社会を目指します。
・ 水と空気を守り、快適で安全・安心な暮らしを目指します。
・ 身近な暮らしと社会を見つめ直し、資源やエネルギーを大切にした循環型社会を築きます。
・ 環境学習や環境保全のための地域活動を実践し、豊かな地域環境を次世代に引き継ぎます。

3　基本的な取組

（1）自らの環境負荷を低減させる取組
　ア 電力・燃料の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減
　イ ３Ｒ(リデュース、リユース、リサイクル)の推進による、廃棄物の削減
　ウ 水資源の節減
　エ グリーン購入の推進

（2）地域の環境保全・創造に向けた取組
　ア 豊かな自然と快適な生活空間の維持、創出を目指す。
　イ 安全・安心な生活環境を守る。
　ウ 循環型社会の構築を目指す。

（3）環境関連法規制およびその他の要求事項の遵守。

平成 27 年 11 月　1 日

安曇野市長　宮澤宗弘

4　環境目標と実績

平成 30 年度の取組結果は以下のとおりです。なお、購入電力の排出係数は 0.513 を用いて算出しています。、

【対象施設全体】　　◎目標値達成、△目標値 5%以内、×目標値 5%以上

温室効果ガス排出量 (kg-CO2)	【平成 30 年度目標】※1	【実績】	【評価】
	6,989,888	6,788,818	◎(目標比-2.88%)

※1　前年度から１%の削減を目標に設定

【本庁舎】　　◎目標値達成、△目標値 5%以内、×目標値 5%以上

削減項目		【基準年度】平成 29 年度	【単年度目標】平成 30 年度	【実績】平成 30 年度	【評価】
(1)温室効果ガス排出量(kg-CO2)		1,150,196	1,138,694	1,089,554	◎ (目標比-4.32%)
削減目安	①電気使用量（kwh）	1,368,690	1,355,003	1,322,005	◎ (目標比-2.44%)
	②A 重油使用量（ℓ）※2	0	0	0	―
	③灯油使用量（ℓ）	69,943	69,244	60,793	◎ (目標比-12.20%)
	④ガソリン使用量（ℓ）	77,395.35	76,621.40	75,312.31	◎ (目標比-1.71%)
	⑤軽油使用量（ℓ）	35,848.76	35,490.27	32,398.10	◎ (目標比-8.71%)
(2)	水資源（総排水量）（㎥）	4,975	4,925	5,003	△ (目標比+1.58%)
(3)	廃棄物排出量（t）	7.46	7.39	9.06	× (目標比+22.60%)
(4)	コピー用紙使用枚数（枚）	7,880,000	7,801,000	7,510,000	◎ (目標比-3.73%)
(5)	グリーン購入	消耗品予算額の 10%	消耗品予算額の 11%	達成率 261.0%	◎

※2　本庁舎における災害時における発電に使用

本庁舎では、平成 27 年の供用開始後、温室効果ガス排出量が最少となり目標値を達成しました。

電気・灯油の使用量は、空調システムの運転方法の効率化により減少しました。

また、ガソリン・軽油の使用量の減少は、公用車の削減、低燃費の軽貨物車や環境に配慮したハイブリット車の導入によるものです。電気・ガソリン・軽油の使用量がそれぞれ過去４年間で最少となり、灯油使用量も前年度より減少しました。

なお、廃棄物排出量は増加しており、その増加量は有価物として処理している雑誌・雑紙の排出量の減少分と概ね同量となっています。他の要因の影響も考えられますが、一層のリサイクルの推進を図る必要があります。

【公用施設】（支所、健康支援センター）　　◎目標値達成、△目標値 5%以内、×目標値 5%以上

削減項目			【基準年度】 平成 29 年度	【単年度目標】 平成 30 年度	【実績】 平成 30 年度	【評価】
(1)温室効果ガス排出量(kg-CO2)			769,135	761,444	706,424	◎ （目標比-7.23%）
	削減目安	①電気使用量（kwh）	1,436,012	1,421,652	1,311,634	◎ （目標比-7.74%）
		②灯油使用量（ℓ）	3,830	3,791	4,591	× （目標比+21.10%）
		③ＬＰＧ（㎥）	92.20	91.28	106.80	× （目標比+17.00%）
		④ガソリン使用量（ℓ）	9,425.37	9,331.12	9,194.74	◎ （目標比-1.46%）
		⑤軽油使用量（ℓ）	175.40	173.65	40.00	◎ （目標比-76.97%）
(2)		水資源（総排水量）（㎥）	3,491	3,456	3,101	◎ （目標比-10.27%）
(3)		廃棄物排出量（t）	5.72	5.66	6.30	× （目標比+11.31%）
(4)		コピー用紙使用枚数（枚）	953,291	943,000	884,294	◎ （目標比-6.23%）
(5)		グリーン購入	消耗品予算額の 10%	消耗品予算額の 11%	達成率 391.0%	◎

公用施設の温室効果ガス排出量は、大幅な削減となり目標値を達成しました。

昨年度は三郷支所に含まれていた隣接の三郷交流学習センター「ゆりのき」分を区分したことも含め、全ての施設で電気使用量を削減することができました。

灯油使用量の増加は、堀金公民館講堂が平成 30 年 10 月に供用開始したためで、公用施設も本庁舎と同様に廃棄物排出量が増加しており共通の課題となりました。

【公共用施設】（認定こども園、幼稚園、小・中学校、給食センター、生涯学習施設）

◎目標値達成、△目標値 5%以内、×目標値 5%以上

削減項目		【基準年度】 平成 29 年度	【単年度目標】 平成 30 年度	【実績】 平成 30 年度	【評価】
(1)温室効果ガス排出量(kg-CO2)		5,141,162	5,089,750	4,992,840	◎ （目標比-1.90%）
削減目安	①電気使用量（kwh）	7,054,128	6,983,587	7,118,031	△ （目標比+1.93%）
	②灯油使用量（ℓ）	406,789	402,721	342,459	◎ （目標比-14.96%）
	③ＬＰＧ（㎥）	75,670.19	74,913.49	72,667.40	◎ （目標比-3.00%）
	④ガソリン使用量（ℓ）	8,219.01	8,136.82	8,031.98	◎ （目標比-1.29%）
	⑤軽油使用量（ℓ）	7,394.19	7,320.25	6,744.46	◎ （目標比-7.87%）
(2)	水資源（総排水量）（㎥）	191,401	189,487	192,408	△ （目標比+1.54%）
(3)	廃棄物排出量（t）	227.29	225.02	234.08	△ （目標比+4.03%）
(4)	コピー用紙使用枚数（枚）	9,540,921	9,445,000	9,344,900	◎ （目標比-1.06%）
(5)	グリーン購入	消耗品予算額の 10%	消耗品予算額の 11%	達成率 63.0%	×

公用施設も、全体では温室効果ガス排出量の目標を達成しましたが、49 施設中８施設は未達成でした。そのうち三郷北部認定こども園は、平成 30 年度に延べ床面積が約 1.6 倍の新施設に移行したためで、豊科郷土博物館は前年度に展示室へ導入した空調システムが通年稼働となったためです。また、豊科東小学校は児童クラブ事業で使用する図工室にエアコンを設置したことが主な要因です。

穂高幼稚園では、園児帰宅後に行っていた事務を各教室から職員室に集まって行うようにしたことによりエネルギー消費量を削減しました。

二酸化炭素排出量の対基準年度比較（対象施設ごと）

施設名称	二酸化炭素排出量（Kg-CO2）		対基準年度		順位
	平成 30 年度	平成 29 年度	H30-H29	H30/H29	
本庁舎	1,089,554	1,150,196	-60,642	94.7%	34
穂高支所	77,015	99,739	-22,724	77.2%	3
三郷支所	105,584	144,948	-39,364	72.8%	1
堀金支所	252,248	250,272	1,976	100.8%	50
明科支所	93,231	102,243	-9,012	91.2%	23
穂高健康支援センター	178,346	190,079	-11,733	93.8%	30
豊科認定こども園	54,393	56,662	-2,269	96.0%	38
豊科南部認定こども園	48,537	51,650	-3,113	94.0%	31
南穂高認定こども園	50,866	55,080	-4,214	92.3%	27
アルプス認定こども園	36,036	38,272	-2,236	94.2%	33
たつみ認定こども園	32,396	35,215	-2,819	92.0%	26
上川手認定こども園	46,554	47,794	-1,240	97.4%	43
穂高認定こども園	55,709	59,913	-4,204	93.0%	29
北穂高認定こども園	43,366	41,076	2,290	105.6%	51
有明の森認定こども園	48,948	55,025	-6,077	89.0%	18
有明あおぞら認定こども園	56,065	61,559	-5,494	91.1%	22
西穂高認定こども園	62,554	71,694	-9,140	87.3%	12
三郷西部認定こども園	29,101	30,350	-1,249	95.9%	37
三郷南部認定こども園	49,883	53,687	-3,804	92.9%	28
三郷東部認定こども園	43,528	43,872	-344	99.2%	46
三郷北部認定こども園	53,416	44,077	9,339	121.2%	54
堀金認定こども園	93,916	99,871	-5,955	94.0%	32
明科南認定こども園	36,760	41,670	-4,910	88.2%	16
明科北認定こども園	39,779	44,006	-4,227	90.4%	21
穂高幼稚園	23,637	31,605	-7,968	74.8%	2
豊科南小学校	109,028	113,055	-4,027	96.4%	40
豊科北小学校	101,875	106,705	-4,830	95.5%	36
豊科東小学校	84,267	84,096	171	100.2%	49
穂高南小学校	122,336	126,320	-3,984	96.8%	41
穂高北小学校	147,030	170,296	-23,266	86.3%	11
穂高西小学校	86,118	98,113	-11,995	87.8%	14

施設名称	二酸化炭素排出量（Kg-CO2）		対基準年度		順位
	平成 30 年度	平成 29 年度	H30-H29	H30/H29	
三郷小学校	153,254	183,638	-30,384	83.5%	6
堀金小学校	140,832	157,828	-16,996	89.2%	19
明南小学校	70,739	77,505	-6,766	91.3%	25
明北小学校	50,663	65,392	-14,729	77.5%	4
豊科南中学校	80,811	95,873	-15,062	84.3%	8
豊科北中学校	121,832	142,066	-20,234	85.8%	9
穂高東中学校	140,994	174,403	-33,409	80.8%	5
穂高西中学校	166,398	190,697	-24,299	87.3%	13
三郷中学校	127,731	148,275	-20,544	86.1%	10
堀金中学校	90,880	101,635	-10,755	89.4%	20
明科中学校	95,423	99,066	-3,643	96.3%	39
中部学校給食センター	379,132	378,810	322	100.1%	48
北部学校給食センター	308,572	350,925	-42,353	87.9%	15
南部学校給食センター	344,041	348,339	-4,298	98.8%	45
堀金学校給食センター	237,016	222,471	14,545	106.5%	52
豊科公民館	73,247	75,560	-2,313	96.9%	42
穂高会館・穂高総合体育館	137,063	150,190	-13,127	91.3%	24
豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	35,311	36,012	-701	98.1%	44
堀金総合体育館	16,524	17,375	-851	95.1%	35
豊科郷土博物館	26,071	21,951	4,120	118.8%	53
穂高交流学習センター「みらい」	230,396	259,435	-29,039	88.8%	17
豊科交流学習センター「きぼう」	236,776	237,973	-1,197	99.5%	47
三郷交流学習センター「ゆりのき」	93,266	―	93,266	―	―
明科子どもと大人の交流学習施設「ひまわり」	79,770	95,180	-15,410	83.8%	7

※堀金図書館は堀金支所に含まれるため除外。

※三郷交流学習センターは、平成 29 年度実績値未把握のため参考値。

本庁舎のエネルギー使用量等の推移

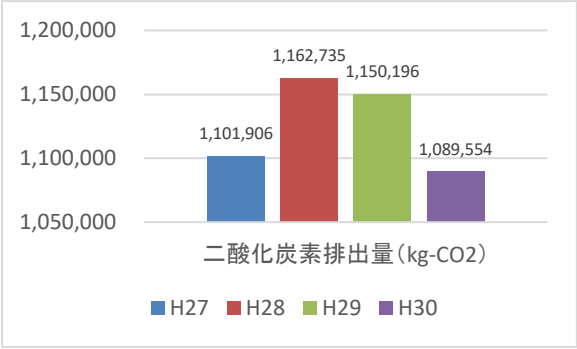

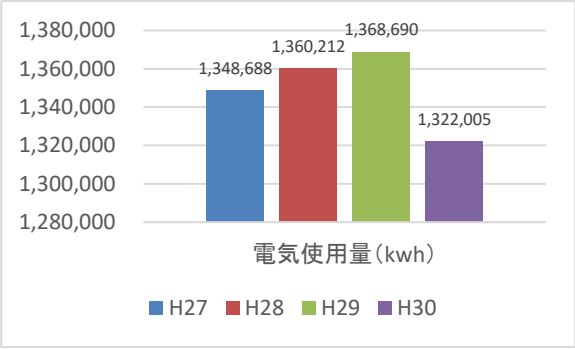

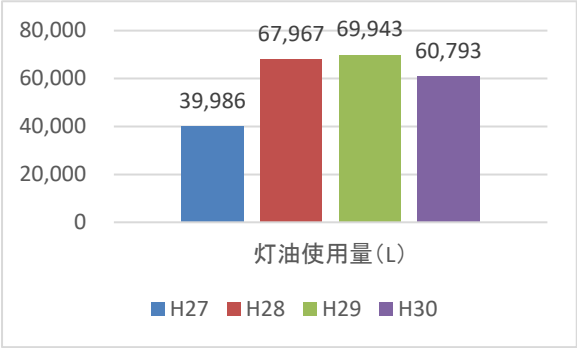

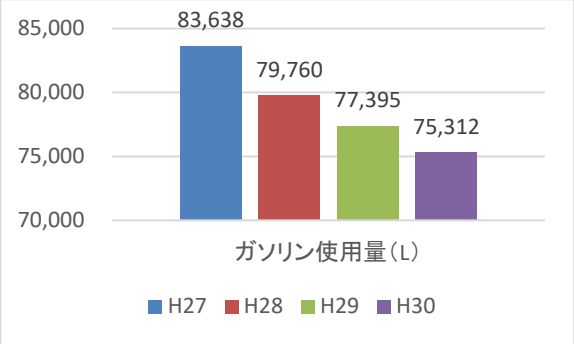

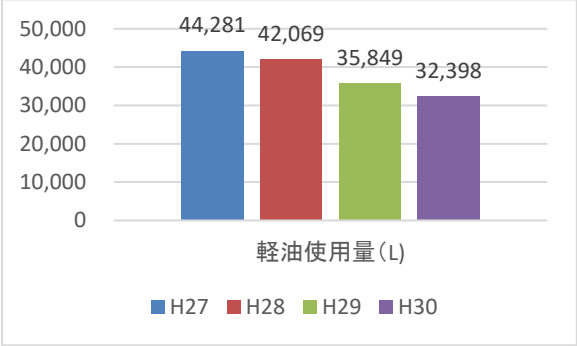

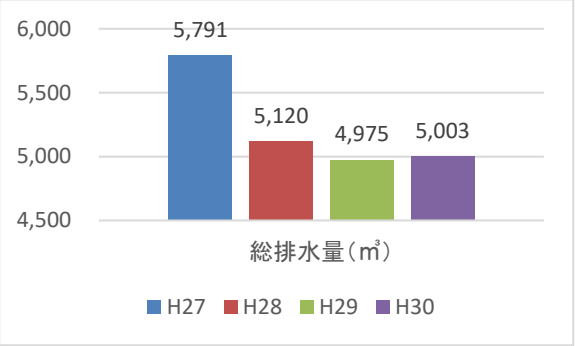

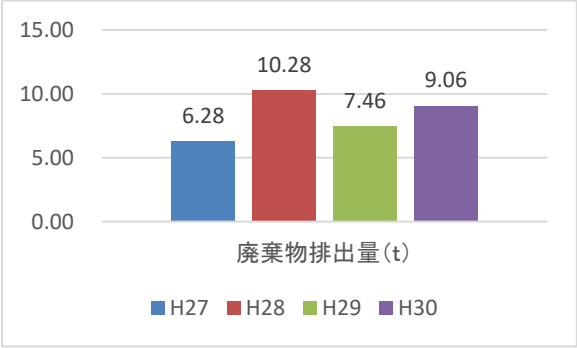

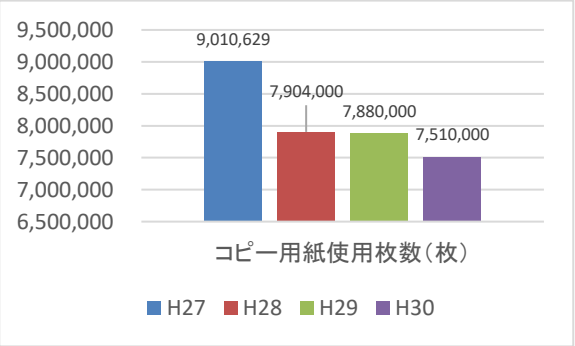

５　環境活動計画と取組結果

５－１　環境活動計画

①共通取組

事務・事業活動と身近に関わる事項について、以下のとおり取組項目を定め、この項目に基づき、個別に取組内容・目標、活動内容を設定し、PDCA を実施しています。

項目	施策
温室効果ガス 排出量の削減	○電気使用量の削減を図る。 ①　昼休み時の事務室等の不要な照明の消灯 ②　時間外勤務時は，必要最小限の照明 ③　ＯＡ機器等の不使用時の電源カット ④　空調設備の適切な温度設定(冷房 28℃、暖房 20℃) ○　一斉定時退庁日の徹底を図る。 ○　クールビズ、ウォームビズの実践。 ○　用紙類の使用量の削減を図る。 ①　会議資料の簡素化、資料の共有化 ②　両面コピー、縮小コピーの活用 ③　ミスコピー、使用済み用紙の裏面利用 ④　コピー終了後の設定リセットによる印刷ミスの防止 ○　公用車燃料（ガソリン・軽油）の削減を図る。 ①　経済運転（効率的な運行計画及び運行経路の実践、アイドリングストップ） ○　灯油の使用量の削減を図る。 ○　省エネルギー・新エネルギーの推進について、市職員の意識向上及び市民への普及啓発を図る。
水資源の節減	○　節水思想の普及を図る。 ○　節水の実践
廃棄物排出量の削減	○　ごみの分別収集を推進。 ○　３Ｒ(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図る。 ○　紙の使用量の削減とＩＴ化の推進。 ○　公文書廃棄にあたっての資源化の推進。
グリーン購入の推進	○　グリーン購入の周知徹底と推進を図る。 ○　適正、適量調達を図る。

②個別取組

「安曇野市環境基本計画」を補強する計画として策定した「安曇野市環境行動計画」において、27 の重点取り組みを選定し、安曇野市環境審議会による点検・評価を行いながら各事業の推進と実践を進めています。

※詳細な取り組みの内容やその評価は安曇野市 HP(https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/16/686.html)をご覧ください。

５－２　環境活動計画における取組結果について

①各課における取組結果とその評価

取組結果は以下のとおりです。この結果を踏まえ、次年度の取組内容を定めます。

（評価区分：◎…よくできた、○…だいたいできた、△…あまりできなかった、－…該当事項なし外）

部課・局名		目標	活動内容	評価	
				前期	後期
議会事務局		①録画映像閲覧件数（アクセス件数）を前年より 50 件増やす	議会だより、ホームページを通じた広報	○	△
		②議会だよりをわかりやすくすることで、問い合わせなどの電話対応、窓口業務を減らす	議会広報特別委員会による編集	○	○
総務部	総務課	①廃棄文書等の再資源化について年2回職員に周知する	保存年限の経過した文書を廃棄する際に全庁周知する。	◎	◎
			上川手書庫、明科書庫内の文書移転の際に全庁周知する。	－	◎
		②ファイリングシステム方式の定着による文書の共有化の徹底	ファイリングシステム研修会を開催し、個人管理の文書を持たないよう職員教育する	○	○
			各課の巡回指導を通じ、個人管理の文書を持たないよう職員教育を図る	○	○
		③庁舎間メール便の1便化と電気自動車による運行	1便での通年運行による燃料削減	◎	◎
			電気自動車による通年運行による燃料削減	◎	◎
	契約検査課	①一般競争入札案件について、電子入札の利用を拡大することにより業務の効率化を図る。（目標：対象案件の 15%以上）	電子入札による入札の執行拡大	◎	◎
			入札契約制度における公平性・透明性・競争性向上が期待されると共に業務効率化を図る		
		②物品購入及び業務委託案件について、一般競争方式による入札執行を導入し、業務の改善を図る。（目標：8 件の入札執行）	物品購入、業務委託案件への一般競争入札方式の導入	△	－
			入札契約制度における公平性・透明性・競争性向上が期待されると共に業務効率化を図る		
		③現地検査に出向く際に、乗合による公用車の利用に努め、環境負荷低減を図る。（目標：全現地検査の 90%以上）	乗合による公用車利用促進	◎	◎
			車両未使用による、環境負荷の低減		
	職員課	①毎週水曜日の定時退庁の推奨「インフォメーションによる周知　週1回」	毎週水曜日の業務開始前にインフォメーションで定時退庁及び不要な照明の消灯、パソコンのシャットダウンを呼びかける。	◎	◎
			一斉退庁の合図として、毎週水曜日の午後5時 15 分に「みんなのあづみの」を本庁舎館内に流す。	◎	◎
		②毎週水曜日の定時退庁率 80%	職員の退庁時刻の管理をし、所属課長から定時退庁を促すとともに徹底する。	◎	◎
	危機管理課	①賞味期限前の備蓄保存水を防災訓練に使用（目標：当該年度に賞味期限切れとなる備蓄保存水の全て）	賞味期限前の備蓄保存水の有効利用	◎	◎
		②消防団への貸与被服等の再利用（目標：退団者の貸与被服のうち継続して利用可能な程度の物の全て）	消防団貸与被服等の再利用	◎	◎
	人権男女共同参画課	①会議資料の両面印刷	ペーパーレスに寄与	◎	◎
		②離席時に PC を閉じる	電気使用量の削減	○	○
		③裏紙をメモ用紙に利用する	使用済み用紙の再利用	○	○

部課・局名		目標	活動内容	評価	
				前期	後期
政策部	政策経営課	①実施計画等の資料の両面化の実施（100%目標）	印刷時の両面化実施	◎	○
		②消耗品グリーン購入の徹底化	消耗品グリーン購入の実施	○	◎
		③庁議(政策会議・部長会議）等の会議資料等の電子データ化及び電子黒板等による説明等の実施（100%目標）	電子データによる会の議実施	◎	○
	秘書広報課	①広報紙に掲載する情報を簡潔で分かりやすいものにし、お知らせ版12ページ、通常版は32ページ以内とする。	通常版を 32 ページ以内とする。	◎	◎
			お知らせ版を 12 ページ以内とする。	◎	◎
		②グリーン購入品目を5品目購入する。	–	◎	◎
		③業者との校正においても裏紙を利用する。	最終校了時に紙で行っている校正作業に 使用済みの印刷物の裏紙を使用する。	◎	○
	情報政策課	①機器の調達の際グリーン購入法に適合する用品の調達を行う。（または仕様書に取り入れる）（機器中 70%以上の適用を目標とする）	機器調達時にグリーン購入法適合品であることを仕様書に記載	◎	◎
		②機密文書以外の用紙をリサイクルし、廃棄する紙量を減らす。	機密文書以外の用紙をリサイクルする。	○	○
		③行政情報化検討委員会資料の両面印刷等使用用紙枚数の削減 （実施率 90%以上を目標）	印刷時の両面化実施	△	◎
財政部	財政課	①節電 課員全員の取組	パソコン待機電源の節電 （退庁時パソコンの主電源を切る）	○	○
		②コピー用紙の削減 課員全員の取組	業務参考資料印刷の N アップ・両面印刷	◎	◎
	税務課	①週末退庁時に基幹系プリンターの主電源を切り、待機時消費電力を削減する。	週末、最終退庁者が実施する。	◎	○
		②課税資料等用のファイル再利用	チューブファイル等の再利用を図ることにより、消耗品の購入を減らす。	◎	◎
			市民税申告用ファイルの再利用	◎	–
	収納課	①随時、一斉催告の印刷を減らすことによる紙資源の消費量の削減を図る。発行件数の削減目標（対前年度比）:5%。	催告書発送枚数の削減	◎	◎
		②グリーン購入法適合商品の購入に努める。	グリーン購入法適合商品の購入	◎	◎
	財産管理課	①冷暖房の適正管理（設定温度、定期点検、職員への切り替え周知）（目標：年2回以上掲示板にて周知）	クールビズ、ウォームビズの周知実施	◎	◎
			本庁舎内の設定温度管理と切替え周知		
		②公共施設への省エネ設備等の導入支援（新築・改修設計への導入支援目標：6件）	事業担当課に対し、設計時における省エネ設備等の導入に対する技術的助言及び提案の実施	○	○
		③不要となった市有財産の処分及び新電力の導入 ※土地 3 筆・住宅 4 棟・車両 4 台 ※市有施設低圧区分における新電力導入	土地・建物・車両売り払い	◎	◎
			新電力導入	○	○
市民生活部	地域づくり課	① 各種通知や内部会議資料は両面印刷し、使用する紙を減らす。（「実施率95%」等を目標）	通知送付・内部会議資料作成時	◎	◎
		②消耗品のグリーン購入の徹底をはかる。	消耗品のグリーン購入	○	○
		③あづみ野祭会場におけるゴミ分別収集並びに会場清掃の実施	イベント会場での排出ゴミの分別収集	◎	–
			イベント会場の清掃	◎	–

部課・局名		目標	活動内容	評価	
				前期	後期
	市民課	①紙の使用量の削減	機密文書以外の用紙をリサイクルする。	◎	◎
			個人番号カードの普及促進を行い証明書のコンビニ交付を推進する。（証明書申請用紙の削減を図る）	◎	◎
		②消耗品のグリーン購入の徹底をはかる。	消耗品のグリーン購入	◎	◎
	環境課	①生きものをまもる （観察会延べ参加者 90 人以上）（生物多様性アドバイザー連絡会議の開催）	生きもの調査	○	◎
			自然観察会の実施、案内	◎	－
			生物多様性アドバイザー連絡会議の開催	－	◎
		②緑のカーテンの導入を推進する （市施設 35 施設以上）	希望調査、苗の配布、写真展案内	◎	◎
			講座、写真展の実施	◎	◎
		③水環境、静かな環境をまもる （相談会の隔月実施、地下水講座等延べ参加者 150 人以上）	空き家相談会の開催	◎	◎
			地下水講座等の開催	◎	◎
	廃棄物対策課	①リサイクル自転車の頒布会を年度中2回実施	10 月の環境フェア時及び 3 月の領布会に向け、リサイクル施設に持ち込まれた自転車の整備・修理を委託し、準備する	○	－
			リサイクル自転車の頒布会の実施	－	◎
			頒布会に向け、リサイクル施設に持ち込まれた自転車の整備・修理を委託し、準備する	－	○
		②広報紙等によるごみ減量・資源化の啓発	ごみ減量・資源化に関する記事を広報紙に掲載する	○	○
			ごみカレンダーの作成・配布	－	○
	穂高地域課	①地域区長会における資料の両面化の実施（全4回実施率 80%以上を目標）	穂高地域区長会資料の両面印刷	◎	◎
		②納涼祭会場におけるゴミ分別収集並びに会場清掃の実施	イベント会場での排出ゴミの分別収集	◎	－
			イベント会場の清掃	◎	－
		③毎朝の穂高支所外周の清掃活動の実施 排出ゴミの分別収集	当番制による勤務日朝における清掃活動	◎	◎
	三郷地域課	①電気の適正な利用	適正な冷暖房の使用	◎	◎
		②コピーの適正な利用	年間予算と月次状況の比較	◎	◎
		③区長会資料の集約化	資料の両面印刷	◎	◎
	堀金地域課	①始業前・昼休みの消灯の徹底。施設内の空調温度を適正に保つ取り組みの徹底などで電気使用量の削減を図る。 （目標：前年比 2%減）	始業前・昼休みの消灯の徹底	◎	◎
			空調温度を適正に保つ取り組みの徹底	◎	◎
		②ゴミの出し方手引きに基づく分別の徹底によるゴミの資源化と廃棄物の排出削減をする。 文書館ごみを 4 月から支所で処理。 （目標：前年比 1%減）	ゴミ分別の徹底	◎	◎
			機密文書の溶解処理	◎	○
		③緑のカーテンの遮光による夏場の節電対策 （目標：遮光率 20%）	緑のカーテン実施	◎	－
			写真展への応募	◎	－
		③環境への負荷ができるだけ少ない製品を選んで購入する。 （目標：年間3品目以上）	グリーン購入の促進	◎	◎

部課・局名		目標	活動内容	評価	
				前期	後期
	明科地域課	①来庁者や公民館利用者が、快適に施設を利用できるように庁舎内の適正な温度調整を図りながら、節電に努める （目標：最大需要電力 60kw 以下）	公民館利用者に節電の周知をすると共に貸館内の適正な温度調整の協力を依頼	◎	◎
			始業前・昼休みの消灯の徹底や室内温度を細目に確認し、適正温度を維持	◎	◎
		②区長会等の資料やコピー・印刷物の両面化を実施する （ペーパーレス化も考慮）	区長会会議資料等を両面化印刷（年 5 回の会議時）	◎	◎
			両面コピーや両面印刷の周知と協力を依頼	◎	◎
		③ノーマイカー通勤ウィークの取組みを周知・協力依頼し、温室効果ガスを低減する（目標：延べ参加人数 15 人）	ノーマイカー通勤ウィークを実施	◎	－
福祉部	長寿社会課	①OA 機器及びコピーに関する節約を図る	外出時 PC 画面を閉じる。帰宅時プリンターの電源を切る。	○	○
			コピー用紙の再利用。カラーコピーに頼らない。複数枚のコピーの配置で1枚に収める等。	○	○
		②指定管理施設の節約の徹底	社協の指定管理施設が多いので、光熱水費及び用紙の節約強化を連携して行う。	○	○
	福祉課	①ケースワーク・相談時等のエコドライブを実践する。 （ひと月のガソリン給油量を 260ℓ以下とする。）	エコドライブを心がける	◎	◎
		②消費電力の削減に努める。 （昼休憩、勤務時間外時においては、不要な電灯を消灯する。）	こまめに消灯を行う	○	◎
			声がけの実施	○	◎
	子ども支援課	①窓口来庁者向けのカウンターに環境に関する啓発チラシを挟み込む（年 12 回内容変更）	啓発チラシによる広報	○	○
		②各園の自然保育の取組を毎月各職員がポータルサイトで確認し、共有を図る	自然保育の情報共有	○	○
	子ども支援課 （認定こども園・幼稚園　一部抜粋）	①環境に関連する絵本・紙芝居の読み聞かせを行う （目標：年間）	読み聞かせの実施	○	◎
			自分たちのいる環境を知り、できることを考える	○	◎
		②クラスごと身近な「もったいない」について話し合い、年齢にあったやり方で実践する（目標：年間）	物を大切にすることを知る	◎	◎
			個々に合った配膳をし、給食で配膳されたお皿のおかずをきれいに食べるようにする	◎	◎
		③野菜を栽培し、収穫や調理体験を行う（栽培は全クラス、調理は以上児年 2 回）	栽培種の選定・植え付け	◎	◎
			野菜の世話・収穫・調理	○	◎
		④エコ制作を実施する	制作に使える物をとっておく	◎	◎
			牛乳パック、廃材を使って制作をする	○	○
保健医療部	健康推進課	①生活習慣病の重症化予防のため、リスクに応じた保健指導を実施する。（特定保健指導実施率 H30 年度 50%　H31 年度 52%）	市のプロセス計画に沿った保健指導を実施し 管理台帳による進捗管理を行う	◎	◎
		②各種検診等の通知や内部会議資料は両面印刷し、使用する紙を減らす。（「実施率 95%」等を目標）	各種検診等通知送付・内部会議資料作成時	◎	◎
	健康推進課 健康支援センター	①電気使用量を低減する。 （目標：対前年 1%減）	エアコン・床暖房の温度設定の徹底	△	◎
		②排出ゴミ分別回収の徹底により可燃ごみを低減する。 （目標：週1回）	当番による分別回収	◎	◎

部課・局名		目標	活動内容	評価	
				前期	後期
	介護保険課	①地域の介護予防事業を推進し、同事業延べ参加者数の増加に取り組む（平成30 年度：7,000 人）	一般介護予防事業を行う	◎	◎
			各種講座や講演会・出前講座等の機会に、介護予防事業の紹介し、課全体として取り組む。	◎	◎
		②①での資料を両面印刷や2アップ等、工夫を行う。また余った資料もリサイクルとする。（◎：3 回、○：2 回、△：1 回、＼：該当なし）	資料のエコ化とわかりやすさの工夫を行う	◎	◎
			オフサイト・ミーティング等で話し合い、意識を高める	○	◎
		③消耗品のグリーン購入の推進をはかる（◎：3 品目、○：2 品目、△：1品目、＼：該当製品なし）	消耗品のグリーン購入	◎	◎
			オフサイト・ミーティング等で話し合い、意識を高める	○	◎
	国保年金課	①国保税・後期保険料の口座振替利用率向上 （目標：前年度より1％増）	保険税・保険料納付書等の送付時に口座振替依頼書のハガキ及びチラスを同封する。	○	○
		②グリーン購入法適合商品の購入に努める。	グリーン購入法適合商品の購入	◎	◎
農林部	農政課	①荒廃農地をなくし、健全な農地と景観を守る （目標：荒廃農地面積を前年より増加させない）	荒廃農地を解消する農業者等に対し、国や市の交付金事業などを積極的に活用し支援する。	○	◎
		②環境に優しい農業に意欲的に取り組む （目標：エコファーマー認証取得者の数を年間 5 名増加）	「環境に配慮した安全・安心な農業講座」を開設し、エコファーマーの拡大を図る。	◎	◎
		③業務を効率的に行うことにより、節電に取り組む （目標：定時退庁率 70%以上）	水曜日の定時退庁	◎	◎
	耕地林務課	①緑の募金に取り組み、公共施設等への植樹の推進を図る。 【目標】区等に苗木 500 本を配布	緑の募金への取り組み	◎	◎
			各区に働きかけを行い、公共施設等への緑化木の植栽を推進	－	◎
		②木質バイオマスの利用を推進するため、ペレットストーブ購入者への購入補助を行う。 【目標】購入補助 25 台	ストーブ本体購入経費について、要綱に規定する範囲内で、個人又は事業者等に補助	○	△
		③事務の効率化を図り、水曜日の定時退庁と節電に取り組む。 【目標】定時退庁 70%以上	水曜日の定時退庁（18 時まで） 70%以上・・・◎、40%以下△	◎	◎
商工観光部	商工労政課	①始業前・昼休み中の消灯を徹底することで電気使用量の削減を図る。 （目標：現状維持）	始業前・昼休みの消灯の徹底	◎	◎
		②第6回信州安曇野新そばと食の感謝祭・農林業まつりにおいてイベント会場のごみの分別・ごみ拾いを徹底する。 （目標：実施率 100%）	イベント会場におけるごみの分別及びごみ拾いの徹底	－	◎
		③関係施設を訪問する際に公用車の利用を縮減する。（目標：実施率 80%）	ふるさとハローワーク、まちづくり会館、商工会等に徒歩・自転車で行く	◎	◎
	観光交流促進課	①市内外で実施する各種イベント・観光PRキャンペーン活動におけるゴミ分別収集の推進	排出物の分別収集の実施	◎	◎
			会場及び周辺清掃活動の実施	◎	◎
		②観光地に設置しているトイレ用トイレットペーパーのグリーン購入	グリーン購入	◎	◎
都市建設部	監理課	①業務を効率的に行うことにより、節電に取り組む （目標：職員の定時退庁率 70%以上）	水曜日の定時退庁	○	○
		②グリーン購入法に適合する商品の購入に努める。（消耗品の支出額に占める割合を 50%超を目指す）	グリーン購入法適合商品の購入	◎	○

部課・局名		目標	活動内容	評価	
				前期	後期
	建設課	①工事書類の簡素化を図る	市単独発注工事において、安曇野建設事務所で一括承認された材料の承認願を省略。	－	◎
		②資源の有効利用を図る	公共用地内の支障木を廃棄処分せず、薪として提供し有効活用を図る。	◎	◎
	都市計画課	①緑の基本計画策定(目標:CO2 吸収量の増加)	緑の基本計画に沿った事業の実施。	◎	◎
		②市内の公園、緑地を維持管理する中で生じた剪定木をチップ化し、ごみ焼却場での処分量を削減する。 (目標:剪定木の集積　その都度、チップ化　年1回)	豊科南部総合公園の1画に市内各公園緑地より集積した剪定木を仮置きし、レンタル会社より借りたチッパーを使いチップ化し、愛犬広場・花壇等で利用する。	○	△
	建築住宅課	①緑化推進記念樹等の配布事業を実施し、住宅地の緑化率向上と CO2 吸収量を増加させる。 (目標:吸収量 1,206kg-CO2)	住宅の新築購入、誕生、小学校入学、結婚の記念として記念樹の配布を行う。	○	○
		②市営住宅の改修工事で屋根塗装に遮熱塗料を使用することにより、夏期のエアコン使用を抑制し省エネにつなげることで CO2 排出量を削減する。 (目標:CO2 削減量 1,950kg-CO2)	市営住宅田沢団地改修工事　1棟	－	◎
			塗装面積 424 ㎡　エコクールマイルドF同等品 エアコン設置状況　10/10 部屋	◎	－
上下水道部	経営管理課	①残業時間の削減(目標:20:00 以降の残業なし)	業務担当内の打合せによるスケジュール管理	△	○
			係内での業務内容・進捗状況の情報共有	○	○
		②水道料金の口座振替利用の促進(目標:78%)	料金センターとの連携を図り、口座振替への手続きを呼びかける	○	－
		③消費電力の削減に努める。 (昼休憩、勤務時間外時においては、不要な電灯を消灯する。)	パソコンのバックライトの電源 OFF (目標:全員 10 分設定)作業効率を下げないため PC 本体のｽﾘｰﾌﾟ設定は任意で行う。	－	○
			上記のほか、不在時デスクライト消灯、帰庁時のプリンタ電源も OFF にする	－	○
	上水道課	①漏水調査と漏水修理の実施により施設の稼働を減らす。 (CO2 の削減)	有収率の低い穂高、三郷地域の漏水調査を実施。水道ビジョン最終年H38 の有収率を 85.4%とする。	◎	◎
			調査により発見した漏水箇所の修理、及び老朽管の布設替	○	◎
		②省エネルギータイプのポンプの導入 (施設の電力使用量の削減)	更新の必要となったポンプを省エネルギータイプのポンプへと更新を行う	○	◎
	下水道課	①浄化センターの負荷軽減(使用電気量抑制)のため、流入汚水の水質改善(事業場の立入検査等)	下水道公社と協力し実施	○	○
		②公共下水道工事におけるアスファルト合材、砕石など再生資材の利用(工事利用率 100%を目標)	設計段階から使用を考え、現場に指示	◎	◎
会計課		①会計課で購入する指定物品(封筒、ファイル、ハガキ、ファイリングシステム用品)の再生紙使用。(目標:指定物品全て)	再生紙使用製品の購入	○	○
		②会計課窓口来庁者への環境に関する啓発。	カウンターにチラシを掲示	○	○
教育部	学校教育課	①事務室等の昼休憩時の消灯	事務室の休憩時の消灯	○	○
		②学校施設の長寿命化改良工事(改修)による環境負荷の低減	改築と比較して排出される廃棄物が少なく環境負荷が少ない工法である長寿命化改良工事を穂高南小学校において実施する。	○	○

部課・局名		目標	活動内容	評価	
				前期	後期
	学校教育課 給食センター （抜粋）	①食育の推進のため小中学校クラス訪問の実施（全クラス）	栄養教諭が管内の小中学校全クラスを訪問し食育を推進する	◎	◎
	学校教育課 学校（抜粋）	①緑化活動の推進	緑のカーテンの実施・管理	○	○
			学校花壇作り・管理	◎	◎
			来年度に向けての種取等	－	◎
		②ごみの減量化	毎週のゴミの量の職員での共有	○	○
			各クラスの清美委員会の呼びかけ・計量	◎	◎
		③アルミ缶・エコキャップの回収	児童会によるアルミ缶・エコキャップの回収	○	◎
		④給食の残食ゼロ活動	給食委員による残食ゼロ	◎	◎
		⑤環境関連学習・活動の推進	植栽活動	○	○
			地域の清掃活動（明科キレイにし隊）	◎	◎
	生涯学習課	①公用車の乗り合わせによる使用の削減	講座、イベント時等の公用車乗り合わせによる使用削減を図る	◎	◎
			待ち時間等のアイドリングを減らす	◎	○
		②公用車での移動時に時間に余裕を持つ	「ふんわりアクセル」により、燃費向上を図る	○	○
			急発進、急ブレーキを抑制することで、交通安全にも寄与する	◎	○
	生涯学習課 堀金総合体育館	①施設予約システムにおける帳票類の両面印刷の実施（通年）	施設予約システムおけるに帳票類の両面印刷	◎	◎
		②事務室、体育施設及び共用部分（廊下、ロビー等）の使用がない時の消灯、冷暖房の停止	使用が無い時のこまめな消灯及び冷暖房の停止	◎	○
	生涯学習課 豊科公民館	①始業前・昼休みの消灯の徹底。施設内の空調温度を適正に保つ取組の徹底などで、電気使用量の削減を図る。	始業前・昼休みの消灯の徹底	◎	◎
			空調温度を適正に保つ取組の徹底	○	○
		②地区公民館対抗球技大会におけるゴミ減量の呼びかけ	球技大会におけるゴミ減量の呼びかけ	◎	◎
	生涯学習課 豊科勤労者スポーツ施設	①施設予約システムにおける帳票類の両面印刷の実施（通年）	施設予約システムおけるに帳票類の両面印刷	◎	◎
		②事務室、体育施設及び共用部分（廊下、ロビー等）の使用がない時の消灯、冷暖房の停止	使用が無い時のこまめな消灯及び冷暖房の停止	◎	◎
	文化課	①自然環境保護の啓発・推進	自然観察会の開催・開催補助	◎	◎
			希少動植物の保全活動	◎	◎
		②毎週水曜日の一斉定時退庁 （目標：80%の達成）	午後 6 時までの退庁	△	△
		③事業等の広報用印刷物には大豆油インクや再生リサイクル紙を利用 （「年 3 回以上の利用」を目標	チラシ・ポスター等発行	◎	◎
	文化課 髙橋節郎記念美術館	①グリーン購入の促進 （目標:購入率 50 パーセント）	消耗品のグリーン購入の徹底を図る。	○	○
			電球等の LED 化	－	◎
		②毎週水曜日の一斉定時退庁（目標：80%の達成）	午後 6 時までの退庁	△	△
		③事業等の広報用印刷物には大豆油インクや再生リサイクル紙を利用 （「年 3 回以上の利用」を目標）	チラシ・ポスター等発行	◎	△

部課・局名		目標	活動内容	評価	
				前期	後期
	文化課 豊科郷土博物館	①博物館において、自然環境保全のための調査を実施する。	絶滅危惧種の分布調査を実施	○	－
			長峰山山頂草原の保全の調査を実施	◎	－
		②博物館において、自然環境に関わる学習を行う。	博物館友の会「安曇野植物調査部」を発足し、市民とともに地域の植物を調査・学習する。	◎	◎
		③自然観察の機会を提供する。	講師として自然観察の実施または協力を行う。	◎	◎
		④博物館において、用紙の再利用を推進する。	使用済の用紙の裏紙利用・再利用を推進する。	－	○
	図書館交流課	①退館時にパソコン、プリンターの主電源を切り、待機時消費出力を削減する。	最終退館者が実施	◎	◎
		②図書リユースの実施。 （月 250 冊以上をリユースする）	寄贈本などのうち蔵書とする本以外を譲与する	◎	◎
	図書館交流課 図書館（抜粋）	①退館時にパソコン、プリンターの主電源を切り、待機時消費出力を削減する。	最終退館者が実施	◎	◎
		②図書リユースの実施。 （月 50 冊以上をリユースする）	寄贈本などのうち蔵書とする本以外を譲与する	◎	◎
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局		①消耗品等グリーン購入の徹底	消耗品等グリーン商品の購入	◎	◎
		②廃棄資料を減らしリサイクル	機密文書以外をリサイクルへ回す	○	○
		③クールビズ、ウォームビズの実施呼びかけ	職員の実施及び会議等参加者への呼び掛け	◎	◎
農業委員会事務局		①定例総会の開催時に農業委員へのクールビズ・ウォームビズの呼びかけ （目標：通年実施）	地域委員会、定例総会開催時にクールビズ、ウォームビズの実施	○	○
		②紙の減量化に努める （目標：両面、Nアップ、裏面印刷を 60%以上）	議案書等の印刷物の両面印刷、Nアップ印刷及び裏面印刷の推進	○	○

②安曇野市環境行動計画に基づく事業の取組結果

取組結果は以下のとおりです。

No.	重点取り組み	実施内容	目標（数値目標）	[評価区分]	実施結果（数値）	達成状況	審議会評価
1	シンボル種（オオルリシジミなど地域の生態系を代表する種）やレッドリスト種などの保護活動を推進する。	① 自然観察会の開催	年３回　延べ参加者 90 人以上	[定量-2]	3 回・延べ 96 人	A	A
		② 生物多様性アドバイザー連絡会議の開催	年１回以上	[定量-1]	2 回	A	A
		③ 安曇野オオルリシジミ保護対策会議の開催	年１回以上	[定量-1]	1 回	A	A
2	外来生物の分布状況を把握し、その悪影響に関する普及啓発を実施する。	① 特定外来生物リポーターの募集・情報提供依頼	新規登録者　10　人	[定量-2]	新規　15 人	A	A
		② 駆除啓発に関する広報の実施	情報提供　50　件	[定量-2]	情報提供　44 件	B	B
		③ 市有地・市道などにおける駆除活動（豊科・三郷・堀金地域）	駆除作業の実施	[定量-1]	2 回	A	A
3	悪臭防止法に基づく臭気指数規制の適切な運用を図る。	① 広報等による規制の周知	年１回以上広報誌に掲載	[定量-1]	１回	A	A
		② 臭気指数規制対象事業所への改善指導	対象事業所　年３回以上	[定量-1]	５回	E	A
		③ 公害監視員による巡回・監視	週１回以上の巡回（52 回）	[定量-1]	52 回	A	A
4	管理不十分な空家などへの指導をする。	① 空家のデータベース化・広報等による適正管理・対策の周知	データベース化の実施 広報年１回以上	[定量-1]	１回	A	A
		② 空家相談会の開催	奇数月／年６回／１回あたり３件	[定量-1]	年６回	E	A
		③ 立ち入り調査に基づく適切な指導	適切な指導の実施	[定性]	5 回	A	A
5	広報などで分別の徹底を啓発する。	① 環境部長会議等の開催	環境部長会議は年２回、収集運搬業者との会議は年１回	[定量-1]	各地域１回、延べ 83 人	A	A
		② 緑のリサイクル及び処理困難物（木くず）の受け入れ	処理量 144ｔ/年（うち、処理困難物は 30ｔ）	[定量-2]	緑のﾘｻｲｸﾙﾁｯﾌﾟ量 102.45ｔ	B	B
		③ 生ごみ処理機等購入補助金の交付	交付確定件数 100 件/年	[定量-2]	90 件	A	A
6	事業者に対しごみの分別、減量化、資源化を指導する。	① 事業系一般廃棄物の減量	852ｔ/年の減	[定量-2]	74t/年の増	E	E
		② 収集運搬許可業者との会議を開催	年１回以上	[定量-1]	１回	A	A
		③ 事業系一般廃棄物の資源化	年 30ｔ以上	[定量-2]		E	E
7	分別方法を分かりやすく説明する。	① リサイクル率の向上	前年実績(12.2%)を上回る	[定量-2]	10.8	B	B
		② ごみ分別アプリの配信と普及促進	初年度ｲﾝｽﾄｰﾙ件数は 2,000 件	[定量-2]	1,218	B	B
		③ 環境学習会の開催	環境学習会は 20 人の参加者	[定量-2]	18 人	A	A

No.	重点取り組み	実施内容	目標（数値目標）	[評価区分]	実施結果（数値）	達成状況	審議会評価
8	安曇野市地球温暖化防止実行計画に基づき、省エネルギーに配慮した行動を行う。	① 中間評価及び年度末評価	環境活動レポートの作成	[定量-1]	作成済	A	A
		② 小中学校等における取組推進	認証・登録	[定量-1]	認証済	A	A
9	地球温暖化防止の取り組みの「見える化」を促進する。	① 環境家計簿モニターの募集	新規登録者　10 世帯	[定量-2]	６世帯	B	B
		② 電気・ガス等使用量の集計	回収数　70 世帯	[定量-2]	60 世帯	B	B
		③ 事業者向け省エネ対策の推進	講演会の開催	[定量-1]	実施済	A	A
10	公共施設を建設する際に省エネ機器・設備を率先導入する。	① 高効率照明器具の採用	照明の LED 化(100%)	[定量-2]	３件	A	A
		② 省エネ設備の導入	トイレ機器・冷暖房機器(100%)	[定量-2]	１件（トイレ機器） ４件（冷暖房機器）	A	A
		③ 建物負荷の低減	断熱性能の向上(新築 100%)	[定量-1]	１件	A	A
11	緑のカーテンの導入を推進する。	① 緑のカーテン講座の実施	年１回	[定量-1]	1 回	A	A
		② 市施設における緑のカーテンの実施	35 施設	[定量-2]	35 施設	A	A
		③ 緑のカーテン写真展の実施	年１回	[定量-2]	1 回	A	A
12	住宅用太陽光発電の効果を検証する。	① 太陽光発電システム設置への補助	190 件	[定量-2]	交付確定 171 件	A	A
		② 太陽熱利用システム設置への補助	５件	[定量-2]	交付確定 4 件	B	B
		③ 住宅用太陽光発電の効果検証	実施要領の作成	[定量-1]	実施済	A	A
13	薪の地産地消率向上を推進する。	① 木質バイオマス利用促進 PJ の開催	年 12 回開催	[定量-2]	16 回	A	－
		② 薪ボイラーへの薪の提供	薪の提供量　年間 400 ㎥	[定量-2]	272.8 ㎥	B	－
14	里山で生産される間伐材など「安曇野材」を活用できる生産・流通の仕組みづくりを行う。	① 安曇野材利用促進 PJ の開催	年 5 回開催	[定量-2]	４回	B	－
		② あづみの里山市の開催	参加者数 250 人	[定量-2]	210 人	B	－
		③ 安曇野材の利用促進	安曇野材の年間利用量 150 ㎥	[定量-2]	113 ㎥	B	－
15	里山で活動するための技術・知識を身につけるための「さとぷろ。学校」の年間を通じた講座運営をする。	① 里山学校プロジェクトの開催	年 3 回開催	[定量-2]	10 回	A	－
		② 「さとぷろ。学校」の開講	年９回　延べ受講者 100 人以上	[定量-2]	９回	A	－
16	松枯れ対策事業を継続して行う。	① 松枯損木伐倒くん蒸処理の実施	処理内の松枯損木数 600 本/年以下	[定量-2]	641 本処理	A	－
		② 薬剤散布による防除の実施	散布内の松枯損木数 600 本/年以下	[定量-2]	1,058 本処理	C	－
		③ 樹幹注入による予防の実施	処理区域内松枯損木 10 本/年以下	[定量-2]	15 本	B	－
17	農地を計画的に保全し、農業生産と田園景観の基盤を守る。	① 認定農業者数の確保・育成	認定農業者数 267 人	[定量-2]	281 人	A	－
		② 集落営農組織の設立支援	集落営農組織数 27 組織	[定量-2]	27 組織	A	－

No.	重点取り組み	実施内容	目標（数値目標）	[評価区分]	実施結果（数値）	達成状況	審議会評価
18	荒廃農地対策を行う。	① 荒廃農地の解消支援	荒廃農地面積 40ha （参考：基準年 2015、57.5ha）	[定量-2]	32.6ha	A	－
19	県知事認定の「エコファーマー」制度の推進に協力する。	① 環境に配慮した安全・安心な農業講座の開設	年 1 回	[定量-1]	1 回	A	－
20	学校における食農教育を推進する。	① 食農教育（教育ファーム）の推進	小中学校 14 校（年間）	[定量-2]	14 校	A	－
21	鳥獣被害防止計画を策定（見直し）し、実施する。	① 農作物鳥獣害被害対策支援	農作物被害金額 8,080 千円	[定量-2]	9,479 千円	B	－
22	多面的機能支払交付金事業の運用・啓発を図る。	① 組織の拡充を図る	組織数　54 組織	[定量-2]	組織数　57 組織	A	－
		② 田園風景の保全のため、取組面積の増加を図る	事業取組面積　3,050ha	[定量-2]	3479ha	A	－
23	緑の恵みを感じることができる講座を開催する。	① 2020 年から取り組み実施予定					－
24	景観条例や屋外広告物条例の運用・啓発を行う。	① 景観づくり講座の開催	年 1 回	[定量-1]	1 回	A	－
		② 屋外広告物定期パトロール	年 24 回	[定量-1]	24 回	A	－
25	地下水涵養に資する手法等の調査・研究・試行を実施する。	① 地下水講座等の開催	延べ 150 人以上	[定量-2]	336 人	A	－
		② 人為的な地下水涵養	60 万㎥/年	[定量-2]	32 万㎥	C	－
26	雨水貯留施設の設置に対する補助を行う。	① 雨水貯留槽施設設置補助	12 基/年	[定量-2]	５基	C	－
27	デマンド交通「あづみん」、「定時定路線」の運行を行う。	① あづみん（デマンド交通、定時定路線）の運行	デマンド交通利用者 88,000 人/年	[定量-2]	ﾃﾞﾏﾝﾄﾞ交通利用者 86,273 人	A	－
		② 利便性の向上に向けた検討及び利用促進に向けた啓発活動	市報及び会報の発行年 1 回	[定量-1]	出前講座　3 回 広報掲載　2 回	A	－

達成状況は、評価区分[定量-1]：実施した⇒A　　実施しない⇒E　　計画したが中止した⇒C
評価区分[定量-2]：実施数量／目標数量×100=　90～100%⇒A　60～89%⇒B　30～59%⇒C　10～29%⇒D　0～9%⇒E
評価区分[定性]：良かった⇒A　　ふつうだった⇒C　　悪かった⇒E

※詳細な取り組みの内容やその評価は安曇野市 HP 内 年次報告書（https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/16/686.html）をご覧ください。

６　次年度の目標

本市のエコアクション 21 の取り組みは、「地球温暖化の推進に関する法律」により策定が義務付けられている「第２次安曇野市地球温暖化防止実行計画（以下、本計画)」の推進体制として導入しました。本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を、毎年度、前年度比 1.0%以上としています。このため、次年度以降のエコアクション 21 の取り組みにあったては本計画に基づいた削減目標を定めます。また、施設を地方自治法に基づく行政財産の区分に準じて「本庁舎」「公用」「公共用」に分類し、区分ごとに目標設定を行います。

なお、購入電力の排出係数については、使用量の経年比較を行うため、取り組み開始時と同じく 0.513 を用いて算出します。

また、化学物質については、適正管理をすることを目標とし、外部環境への影響を抑制します。

【対象施設全体】

項目	【昨年度実績】 平成 30（2018）年度	【今年度目標】 令和元（2019）年度	【中・長期目標】 令和２（2020）年度
(1)温室効果ガス排出量(kg-CO2)	6,788,818	6,720,928	6,653,718
(2)グリーン購入	消耗品費予算額の 11%	消耗品費予算額の 12%	消耗品費予算額の 13%

【本庁舎】

削減項目		【昨年度実績】 平成 30（2018）年度	【今年度目標】 令和元（2019）年度	【中・長期目標】 令和２（2020）年度
(1)温室効果ガス排出量（kg-CO2）		1,089,554	1,078,658	1,067,871
削減目安	①電気使用量（kwh）	1,322,005	1,308,785	1,295,697
	②A 重油使用量（ℓ）※1	0	0	0
	③灯油使用量（ℓ）	60,793	60,185	59,583
	④ガソリン使用量（ℓ）	75,312.31	74,559.19	73,813.60
	⑤軽油使用量（ℓ）	32,398.10	32,074.12	31,753.38
(2)	水資源（総排水量）（㎥）	5,003	4,953	4,903
(3)	廃棄物排出量（t）	9.06	8.97	8.88
(4)	コピー用紙使用枚数（枚）	7,510,000	7,434,000	7,360,000

※1　本庁舎における災害時における発電に使用

【公用施設】（支所、健康支援センター）

削減項目			【昨年度実績】 平成 30（2018）年度	【今年度目標】 令和元（2019）年度	【中・長期目標】 令和２（2020）年度
(1)温室効果ガス排出量（kg-CO2）			706,424	699,359	692,365
	削減目安	①電気使用量（kwh）	1,311,634	1,298,518	1,285,532
		②灯油使用量（ℓ）	4,591	4,545	4,500
		③ＬＰＧ（㎥）	106.80	105.73	104.67
		④ガソリン使用量（ℓ）	9,194.74	9,102.79	9,011.76
		⑤軽油使用量（ℓ）	40.00	39.60	39.20
(2)		水資源（総排水量）（㎥）	3,101	3,070	3,039
(3)		廃棄物排出量（t）	6.30	6.24	6.18
(4)		コピー用紙使用枚数（枚）	884,294	875,000	866,000

【公共用施設】（認定こども園、幼稚園、小・中学校、給食センター、生涯学習施設）

削減項目			【昨年度実績】 平成 30（2018）年度	【今年度目標】 令和元（2019）年度	【中・長期目標】 令和２（2020）年度
(1)温室効果ガス排出量（kg-CO2）			4,992,840	4,942,911	4,893,482
	削減目安	①電気使用量（kwh）	7,118,031	7,046,850	6,976,382
		②灯油使用量（ℓ）	342,459	339,034	335,643
		③ＬＰＧ（㎡）	72,667.40	71,940.73	71,221.32
		④ガソリン使用量（ℓ）	8,031.98	7,951.66	7,872.14
		⑤軽油使用量（ℓ）	6,744.46	6,677.02	6,610.25
(2)		水資源（総排水量）（㎥）	192,408	190,484	188,579
(3)		廃棄物排出量（t）	234.08	231.74	229.42
(4)		コピー用紙使用枚数（枚）	9,344,900	9,251,000	9,158,000

７　環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

７－１環境関連法規用の遵守状況の確認及び評価の結果

環境への取り組みとして確認している事項は以下のとおりです。なお、取組施設における法令違反や事故、異常事態の発生等は報告されていません。

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） （昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号） 最終改正：令和１年６月 14 日法律第 37 号	法 12 条２項	・産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透しないようにする ・騒音・振動又は悪臭等の防止 ・保管施設による保管・保管・詰め替え場所の囲い ・掲示版・掲示版（60cm×60cm）→（種類・管理者・連絡先等）	産業廃棄物排出施設所管課	現地
	法 12 条 令６条の２	・許可を受けたもの ・もっぱら再生利用業者（廃品回収業） ・再生指定制度指定業者など ・収集運搬 ・処分業（それぞれに契約）		委託契約書
	法 12 条の３	・マニフェスト発行・返送遅延時の届出、回収、照合（発行後 B2、D 票 90 日、E 票 180 日以内） ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）は５年間保管する。		マニフェスト
	法 12 条の３第７項	・処理廃棄物の報告（前年度分の報告を次年度の６月 30 日までに報告）		報告書

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
使用済自動車の再資源化等に関する法律 （平成 14 年 7 月 12 日法律第 87 号） 最終改正：令和 1 年 6 月 14 日法律第 37 号	法５条	・自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努める。 ・自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない	財産管理課	カタログ
	法 73 条	・当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない		領収書
大気汚染防止法 （昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号） 最終改正：平成 29 年 6 月 2 日号外法律第 45 号	法６条	・ばい煙発生施設、VOC 排出施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設の設置及び変更は都道府県知事に届出が必要。実施は 60 後、変更（代表者・事業所の名称等）は 30 日以内。ばい煙発生施設ボイラ→ボイラ伝熱面積 10 ㎡以上・燃焼能力重油換算 50L/h 以上		届出書
	法 16 条	・ばい煙等の測定義務・測定結果は 3 年間保管（ばいじん・窒素酸化物等）		契約書
	法 17 条	・ばい煙発生施設又は特定施設に事故が発生し、特定物質又はばい煙が大気中に多量に排出した場合は、応急処置を講じ、速やかに復旧するように努める事、直ちに知事に連絡する事。		―
下水道法 （昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号） 最終改正：平成 27 年 5 月 20 日号外法律第 22 号	法 11 条の２	・公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ使用開始の時期を管理者に届け出ること。 ・水質汚濁防止法等の特定施設の設置者は、あらかじめ使用開始の時期を管理者に届け出ること。	施設所管課	下水道使用届

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
消防法 （昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号） 最終改正：平成 30 年 6 月 27 日号外法律第 67 号	法９条の４ 松本広域連合火災予防条例	・指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を、貯蔵し、取り扱おうとする者は、あらかじめ、消防署長に届け出なければならない。	施設所管課	少量危険物届出書
	法 10 条	・指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵してはならない。 ・指定数量以上の危険物は、製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で取り扱ってはならない。		地下貯蔵所
	法 11 条	・製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、製造所、貯場所又は取扱所の区分に応じ、市町村長の許可を受ける事。 ・製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造を変更しようとする時も同様。許可を受けたものは、使用にあたって完成検査を受ける事。		設置届
	法 12 条	・製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置（空地）構造、及び設備が政令で定める技術上の基準に従い維持する事。		定期検査
	法 13 条	・製造所、貯蔵所又は取扱所においては、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ取扱が出来ない。		責任者指定届
	法 14 条の３の２	・政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。		点検記録
	法 16 条の３	・製造所、貯蔵所又は取扱所で危険物の流出その他の事故が発生した場合は、直ちに流出、拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止の処置を講じ、直ちに消防署、市町村の指定した場所、警察署、等に連絡する事。		―

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
地球温暖化対策の推進に関する法律 （平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号） 最終改正：平成 30 年 6 月 13 日号外法律第 45 号	法５条	事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。	全課	各課取組 PDCA シート
	法 19 条の２	市は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める。	環境課	市地球温暖化対策実行計画（H24.3 策定）
	法 21 条	市は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定する		市地球温暖化防止実行計画（H28.9 策定）
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法） （昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号） 最終改正：平成 30 年 6 月 13 日号外法律第 45 号	法４条	・エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意し、エネルギーの使用の合理化に努める事。	全課	―
	法８条 法９条 法 10 条	・年度の使用量が原油換算 1500KL 以上はエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任 ・年度の使用量が原油換算 3000KL 以上→第一種指定事業者	環境課 学校教育課	報告書
	法 15 条	・特定事業者は、その達成のための中長期的な計画を作成し、大臣に提出しなければならない		
	法 16 条	・特定事業者は、毎年度工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況を大臣に報告しなければならない。		
	法 13 条	・年度の使用量が原油換算 1500KL 以上	学校教育課	

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） （平成 12 年５月 31 日法律第 104 号） 最終改正：平成 26 年６月４日法律第 55 号	法６条	・発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。	担当課	仕様書等
	法８条	・道府県及び市町村は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。		
	法９条	・特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、受注者）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者（以下単に「自主施工者」という。）は、分別解体等をしなければならない。		
	法 16 条	・建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。		
	法 18 条	・対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない		
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年６月２日法律第 77 号） 最終改正：平成 17 年７月 26 日法律第 87 号	法７条	・環境配慮等の状況を公表する。	環境課	環境レポート
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 （平成 15 年７月 25 日法律第 130 号） 最終改正：平成 23 年６月 15 日法律第 67 号	法６条	・地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。		年次報告書

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」 （平成 13 年６月 22 日法律第 64 号） 最終改正：令和１年６月 14 日号外法律第 37 号	法 16 条	①適切な場所への設置 （損傷をもたらす著しい振動が無い。点検修理に支障が無い。） ②機械の点検 （簡易点検…3 か月に１回。定期点検　定格出力 7.5KW 以上　３年に１回。） ③漏洩防止措置、修理しないままの充填の原則禁止 ④点検整備の記録保存	施設所管課	点検記録
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 （平成 24 年８月 10 日法律第 57 号）	第７条	使用済小型家電は各施設所定の場所に排出し、認定業者を通じて資源化する。	担当課	現地
特定家庭用機器再商品化法 （平成 10 年６月５日法律第 97 号） 最終改正：平成 29 年６月 16 日号外法律第 61 号	第６条	家電リサイクル法の対象４品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（衣類乾燥機））を廃棄するときは、排出者がリサイクル料金を納入し、市許可業者に引き渡して処理する。		
毒物及び劇物取締法 （平成 25 年 12 月 28 日法律第 303 号） 最終改正：平成 30 年６月 27 日号外法律第 66 号	第 12 条	毒物又は劇物の容器、貯蔵場所には、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」と表示しなければならない。	小中学校	

７－２　違反、訴訟等の有無

環境関連法規に対する違反は過去１年間ありませんでした。環境関連法規に関する訴訟の有無については以下の４件です。

番号	年度	環境関連法規名	内容	状況
1	平成 21 年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第７条第６項に基づく特定の事業者に対する一般廃棄物処理業許可の取消訴訟	係争中
2	平成 25 年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第７条第６項に基づく特定の事業者に対する一般廃棄物処理業許可の取消訴訟	係争中
3	平成 29 年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第７条第６項に基づく特定の事業者に対する一般廃棄物処理業許可の取消訴訟	係争中
4	令和元年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第７条第６項に基づく特定の事業者に対する一般廃棄物処理業許可の取消訴訟	係争中

■教育訓練の実施状況

エコアクション 21 の取組に対する職員の理解を深めるとともに、環境マネジメントシステムを円滑に運営するため、以下のとおり研修会を開催しました。

「エコアクション 21」職員研修会	
日　時	平成 30 年７月 25 日、26 日 10：00～11：30　ほか計４回
場　所	本庁舎４階　大会議室
参加者	計 279 人
概　要	・地球の現状と未来 ・「エコアクション 21」全般について ・安曇野市での具体的な取組について

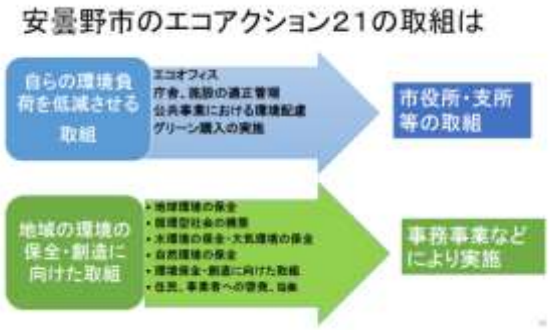

「エコアクション 21」内部監査員研修会	
日　時	平成 30 年８月２日 ９：30～11：30
場　所	本庁舎４階　401 会議室
参加者	内部監査員９人
概　要	・内部監査に関する説明 ・内部監査（現地）のポイント

■内部監査の実施状況

エコアクション 21 の要求事項に適合しているか、適切に実施・継続されているかを確認するため、以下のとおり内部監査を実施しました。実施結果は庁内掲示板にて情報共有しました。

内部監査	
日　時	平成 30 年８月 21 日 ９：00～10：15　ほか計３回
概　要	・要求事項の適合状況の確認 ・取組目標の内容とその実績確認 ・対象施設における現地確認　等
監　査 対　象	・たつみ認定こども園　・豊科公民館 ・明南小学校　・明科支所
指　摘 事　項	・環境方針を様々な機会を通じて職員に周知するよう努めること など

８　代表者による全体評価と見直しの結果

平成 27 年 11 月に「キックオフ宣言」をし、取り組んでまいりましたエコアクション 21 については、平成 28 年度に本庁舎、翌年度には３支所、認定こども園及び幼稚園、昨年度は小学校 10 校、中学校７校、生涯学習施設などの 32 施設を新たに加え、合計 55 施設が認証・登録となりました。

平成 30 年度は、市の最上位計画である「第２次安曇野市総合計画」を始め、「第２次安曇野市環境基本計画」の初年度でした。その目標である「自然環境を大切にするまち」を実現するには、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減など、率先して環境に配慮した取り組みを推進することが重要です。

取り組んだ事例のうち、各課における取組目標については、地域の環境保全・創造に向けたものや自らの業務で環境への貢献となるより効果的な目標にしてください。

環境目標では、温室効果ガス排出量は目標を達成しましたが、暖冬などの外的要因もあると思われるので引き続き削減への取り組みを進めるとともに、廃棄物排出量については職員に周知し、削減に努めてください。

この地域の一事業者であることの自覚を持ちながらエコアクション 21 の取り組みを推進してください。

安曇野市長　　宮澤　宗弘